

## 川口市納税催告センター業務委託プロポーザル方式業者選定実施要領

### 1 目的

この要領は、市税の滞納者に対し、公金支払案内業務等のノウハウを習得したオペレーターによる電話及び文書での納付催告を行うことにより、現年度分の収納率向上と累積滞納を防止するとともに、市税収入の確保を図り、併せて、納付書の再発行や財産調査等の事務補助業務を委託することにより、徴税吏員が滞納処分に専念できる環境を整え、滞納整理を進めることを目的とすることから、委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務の名称

川口市納税催告センター業務委託

#### (2) 履行場所

別掲「川口市納税催告センター業務委託標準仕様書」に記載の発注者の指定する場所

#### (3) 履行期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

但し、本業務は、3月議会において各年度予算が成立することにより実施するものであり、予算不成立となった場合には、契約の締結を行わないものとします。

また、本契約は、「川口市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約（地方自治法第234条の3）となることから、予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、この期間の中途において当該契約を変更又は解除することがあります。

#### (4) 業務の内容

別掲「川口市納税催告センター業務委託標準仕様書」のとおり

### 3 実施形式

公募型

### 4 見積上限価格

86,730,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

## 5 スケジュール

期日（予定）	内容
令和3年12月27日（月）	募集開始
令和4年 1月14日（金）	「プロポーザル参加申込書」【様式1】及び「質問書」【様式2】について事業者から本市への提出期限
令和4年 1月17日（月）	本市から「プロポーザル参加申込書」【様式1】を提出した事業者へ、「プロポーザル参加資格通知書」【様式5】を送付
令和4年 1月21日（金）	質問へ回答
令和4年 2月 4日（金）	事業者から選定に要する書類3点の本市への提出期限 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           1 企画提案書【任意様式】            2 「企画提案書付属資料」【様式3】            3 「見積書」【様式4】         </div>
令和4年 2月21日（月）	本市から各事業者へ選定結果の通知を送付

## 6 参加資格

次の要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和3・4年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 以下アからウの地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 過去1年以内に他自治体において、滞納者に対する架電業務、催告対象者への文書の作成・発送・進行管理業務、受電業務、納付書等発送業務、納付約束に係る履行監視及び延滞金の確認業務を受注し、確実に履行した又は履行している実績があること。

## 7 参加申込手続等

### (1) 参加申込手続及び質問方法

参加を希望し、「6 参加資格」の要件全てに該当する者は、書類を作成し、次のとおり提出してください。

#### ア 提出期限

令和4年1月14日（金）必着

（持参の場合は令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く、平日9時00分から17時00分まで）

#### イ 提出方法

郵送又は持参

#### ウ 提出書類

「プロポーザル参加申込書」【様式1】

「質問書」【様式2】

#### エ 送付先（提出先）

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市 理財部 納税課 納税対策係

#### オ その他

質問の回答については、令和4年1月21日（金）に、川口市ホームページに掲載し、質問がなかった場合もその旨を掲載する予定です。

なお、提出期限までに「プロポーザル参加申込書」【様式1】の提出がない場合の質問については無効とします。

### (2) 提案書等

「川口市納税催告センター業務委託の業者選定に係る提出文書作成要領」を確認の上、書類を作成し、次のとおり提出してください。

#### ア 提出期限

令和4年2月4日（金）必着

(持参の場合は令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く、平日  
9時00分から17時00分まで)

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書【任意様式】

(イ) 「企画提案書付属資料」【様式3】

(ウ) 「見積書」【様式4】

エ 提出部数

11部

オ 送付先(提出先)

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市 理財部 納税課 納税対策係

8 参加資格の通知

(1) 通知期限

令和4年1月17日(月)に通知します。

(2) 通知方法

参加申込書に記載された電子メールアドレスあてに通知します。

9 選定項目及び選定基準

選定項目	選定基準
1 基本事項	1 事業所概要に問題はないか 2 業務を行う上での基本的な姿勢は適正か 3 業務の現状と課題を設定した上での目標を立てているか
2 業務体制	1 質の高い人材の確保はできるか 2 人材配置計画は適正か 3 安定的な人材の確保はできるか 4 採用にあたって市内在住者に考慮しているか 5 従事者の管理は適正か 6 業務管理者、副管理者の人材は適正か 7 感染症への対策は十分か 8 業務体制の構築に際して本市経済の活性化への貢献は見込めるか
3 業務実施	1 安定的な業務実施の準備態勢は十分か 2 安定的な業務実施は確保できるか 3 苦情に対する体制は十分か 4 効果の検証、分析方法は有効か 5 適切な業務報告が行えるか 6 業務の履行管理体制は十分か

4 情報管理とセキュリティ	1 守秘義務・個人情報保護への理解は十分か 2 個人情報の適正な管理、取扱いは適切か 3 個人情報の適正な管理について従業者への徹底方法は適切か
5 他自治体等での類似業務受託実績	1 類似業務の受託実績は十分か 2 本市と同規模自治体又は本市より大規模自治体での受託実績があり成果をだしているか
6 独自提案の有用性	1 収納率と収納額の向上に寄与する提案がされているか
7 収納率と収納額の向上に向けた取り組みの提案	1 納付約束不履行者、外国籍の未納者に対しての効果的な取組が提案されているか
8 提案価格の妥当性	1 見積価格は、人件費・費用対効果・参考低廉価格等の面から妥当な提案がされているか

## 10 選定方法

- (1) 「選定項目及び選定基準」に基づき、提案書等により選定します。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。  
但し、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。
  - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
  - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
  - エ 見積書の金額が見積上限額を超えている者
  - オ 各評価項目の合計評点において、50%に達しない提案書等を提出した者

## 11 選定結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権者を選定後、「通知する者の得点」、「優先交渉権者名と得点」及び「その他の参加者の名称の無い得点一覧」を書面で令和4年2月21日（月）までに通知するとともに、本市ホームページに掲載します。  
また、失格となった場合は、別途通知します。

## 12 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

- (3) 委託事業の実施に際して個人情報取得したときは、「川口市個人情報保護条例」の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。
- (4) その他契約に関する条項は、「川口市契約に関する規則」によります。

### 13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。  
但し、情報公開請求があった場合には、「川口市情報公開条例」に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。
- (4) このプロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とします。  
やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「14 担当者」まで電話連絡後、本市が指定する「辞退届」【様式8】を提出してください。
- (6) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (7) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。
- (8) 本件に係る契約は、予算が議決され、成立することを条件とします。

### 14 担当者

川口市 理財部 納税課 納税対策係 新井・醍醐・大塚  
電 話 048-259-7645 (直通)  
電子メールアドレス [060.07000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:060.07000@city.kawaguchi.saitama.jp)